

情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会
周波数管理・作業計画委員会第 8 回会合議事概要

1 開催日時

平成 27 年 9 月 2 日（水）15：30～17：50

2 場所

総務省（合同庁舎 2 号館）6 階 601 会議室

3 出席者（敬称略）

・専門委員：

小林 哲、矢野 博之、阿部 宗男、岩間 美樹、小笠原 守、小川 博世、加保 貴奈、西田 幸博、橋本 明、正村 達郎、矢野 由紀子

・関係者：

東 充宏、石田 和人、金子 雅彦、亀谷 収、北澤 弘則、久保田 文人、河野 健司、河野 宇博、庄木 裕樹、菅田 明則、高尾 浩平、高田 仁、靱田 健、中井谷 幸治、根岸 聡、野田 華子、博多 宣雄、服部 光男、濱崎 隆志、平野 知、宮寺 好男、森本 伸一、山内 洋

・事務局：

新田 隆夫、岩間 健宏、松田 純、桐山 真美、芦澤 宏和、斧淵 康久

4 議事

1 SG1 ブロック会合（2015 年 6 月）の結果について

2 APG15-5 会合（2015 年月）の結果について

3 RA-15 会合（2015 年 10 月）への対応について

(1) 日本寄与文書（案）の審議

(2) 対処方針（案）の審議

4 その他

5 議事概要

(1) SG1 ブロック会合（2015 年 6 月）の結果について

資料 8-1 の 2015 年 6 月 SG1 ブロック会合報告について、事務局より説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

（主査）言葉で 1 点気になった点として、「preliminary draft new Recommendation」の日本語訳が「暫定新勧告案」や「新勧告草案」となっているが、統一した方が良い。事務局に一任して良いか。

（橋本）「暫定」という言葉は必ずしも「preliminary」の訳としてしっかりこないところがある。一般的に「preliminary」は「予備な」という意味で

あり、「暫定的」という英単語としては「provisionally」が適切。しかしながら、慣用的には「草案」よりも「暫定」が用いられている例が多く、わかりやすい訳ではある。

(主査) 他の SG や ITU-T にも関係する話であるため、事務局に調べてもらい、修正を一任したいと思う。

(主査) 屋内の電波雑音の測定方法について、「新勧告案を WP3L へのリエゾン文書に添付」とあるが、情報提供として送付したということか。

(服部) 勧告 P.372 は WP3L が主管しているが、屋内環境で必要な電波雑音データは、P.372 における電波雑音の定義と多少違いがあることから、情報提供しつつ意見があればもらうという形にしている。

(主査) preliminary の段階のものを送付しているのか。

(服部) working document の段階のものを送付している。

(主査) それがわかるように、「暫定新勧告案に向けた作業文書をリエゾン文書に添付」といった修正をお願いしたい。

(橋本) 先ほどの報告に入っていない事項として、WP1B で ITU-R 決議の修正案が提案され SG1 で承認されている。決議 ITU-R 54 (ショートレンジデバイス (SRD))、決議 ITU-R 58 (コグニティブ無線システム (CRS)) 等の改訂があるが、エディトリアルな修正であり実質的な修正ではないため対処を要するものではない。なお、SRD と CRS の実質的な議論は WP5A でなされることが多く、日本の寄書も WP5A に提出している。

(主査) SRD、CRS 及びワイヤレス電力伝送 (WPT) については既存の RR の枠組みの中で上手く整理がついていない中で SG で動いているが、技術的な面は WP5A がメインである一方、周波数管理については WP1B が関心を持って作業しているので、関心がある方は確認頂ければと思う。

なお、資料 8-1 は ITU 部会でも使用されると思うので、必要な修正を行って頂きたい。

(2) APG15-5 会合 (2015 年 7 月) の結果について

資料 8-2 の APG15-5 会合の概要について、事務局より説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

(主査) WPT について補足したい。WPT を WRC-19 の新議題とする提案を行ったのは日本のみであった。提案した背景として、SG1 で予想以上に議論が進展し、暫定新勧告案へ格上げされたことから来年にも勧告案が承認される可能性があること、ワイヤレス電力伝送を用いた EV の制度化が間近であること、今回のタイミングを逃すと次は 2023 年頃での議論になってしまい手遅れになってしまうことが懸念されたため、

今回の提案を実施した。APG15-5 の審議においては、周波数の特定を ITU-R で議論する必要はないといった話も挙げたが、他の無線通信業務に混信を与えないようにするには ISM に相当する規定が必要である旨等を主張し、理解が得られたことで暫定共同提案の作成に至った。

(小川) テラヘルツについて補足したい。APG15-4 の際に ITU-R でテラヘルツに関する研究がなされていないとのコメントを受け、その後 WP1A、5A、5C で研究を開始した。今回 APG15-5 の寄書にその進捗状況を記載したが、特段の質問は出なかった。他国からの指摘として「当該周波数の移動業務・固定業務向けの分配を目指す形で WRC-19 の次の WRC に帯する新議題とすることが適切ではないか」といった意見があったが、各国との調整の結果 PACP の作成に至っている。なお、口頭ではあるが、APG15-5 会合期間中に、10 カ国近くが支持を表明しているところである。

(橋本)「3.RA 関連事項についての審議」において、「4.RA-15 における決議 ITU-R 38-4 に関する作業のための事前検討」とあるが、韓国から提案があったのは「決議 ITU-R 38-4 に規定している SC 議長の任期に関する議論」であるため、タイトルと内容がマッチしていない。

(事務局) タイトルを修正し後ほど共有させて頂きたい。

(3) RA-15 会合 (2015 年 10 月) への対応について (日本寄与文書 (案))

RA 会合の日本寄与文書案の全体について、資料 8-4 に基づき事務局より説明が行われ、個別の日本寄与文書案について、資料 8-4-1 及び 8-4-2 に基づき橋本専門委員より説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

■資料 8-4-1 について

(西田) 現行の決議 ITU-R 1-6 にはエディトリアルな修正の例示が記載されているが、実際の SG では、例示されていない修正についても会合の場でエディトリアルな修正とみなされて承認されているものもある。

(橋本) 例示されていないエディトリアルな修正もあるだろうが、そこに立ち入ろうとすれば却って議論が発散するだろう。確かにそれぞれの SG で適宜対応してもらっているところであるが、決議に例示としての記載がないことで問題になったことはないと思う。また、Question についてはターゲットイヤーがあるが、それを延期することは各 SG でエディトリアルな修正とされているが、それくらいは例示に入れても良いかもしれない。

(主査) ターゲットイヤーについて例示すると全ての Question が自動更新されてしまう危険がある。いずれにせよ議論が出てくるとすればこのような観点かと思われる。

■資料 8-4-2 について

(事務局) Question がない Study が 1 会期を超える場合は RA で Question を採択されなければならないという決議 ITU-R 5-6 の脚注について、前回の RAG 会合においては RA での採択を義務とする必要があるのか、SG で採択しても良いのではないのかといった議論があった。今回の RA-15 で同じ意見が出てきた場合、どのような対応を念頭におけば良いか。

(橋本) Question の承認場所がどこであるかは重要ではないので、こだわりはない。確かに RA で承認されなければならないということはないが、今回の提案の趣旨はあくまで 1 会期中を超える場合は Question が必要、というものである。脚注の内容を変えるということであれば決議 ITU-R 1-6 も併せて検討が必要。

(主査) 寄与文書の内容は cross reference の追加のみであり、脚注の内容を変えるということであれば、それはまた別で議論すれば良い。

(事務局) 会合の場で先ほどのような意見が出てくるとも想定されるということで、ひとまず今後の共通認識として共有して頂きたい。

(4) RA-15 会合 (2015 年 10 月) への対応について (対処方針 (案))

RA-15 会合の対処の概要については資料 8-5 に基づき、また、個別の対処方針については資料 8-5-1 及び 8-5-2 に基づき事務局より説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

■資料 8-5-1 について

(西田) 表 2-2 に RA-15 に提出される決議案の評価が記載されているが、これらの決議の改訂はそれぞれどのような内容なのか。

(橋本) 中身として大きな修正はない。

(事務局) 事務局にて確認し、後日メールでの回答とさせて頂きたい。

(橋本) 資料のタイトルが「RA の対処」とあるが、この資料が最終的な対象方針となるのか。RAG や APG で出された寄書と同じ内容のものが RA に出てくるとは限らない。それとも時期が近づいたらまた改めて対処方針を作成するのか。

(事務局) こちらの資料は 9 月 28 日に情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会にて最終審議を行った後、一部答申が出される予定であるが、あくまで現時点の想定で作成しているものであり、個別の案件について会合前に審議表にてメール審議をさせて頂くという形になる予定。

(主査) この資料がそのまま「対処方針」となるのか。内容としてはほぼ事実の記載のみであり、対処方針と呼べるようなものは書いていないと思われるが問題ないか。

(事務局) 本資料は、ITU 部会事務局 (情報通信国際戦略局通信規格課) から示されているフォーマットに従い作成したものである。

(通規課) この資料は、あくまで対処方針を策定する際の参考とするための情

報をまとめたものである。

- (主査) 了解した。WPTについて補足させて頂くと、「5 参考事項 (1) ワイヤレス電力伝送 (WPT) システムの周波数特定に向けた検討」において、「6765-6795kHz 及び 79-90kHz の周波数特定のための勧告」と記載されているが、正確には 6.78MHz 帯の周波数特定は日本の最終ターゲットではなく、79-90kHz 帯の特定のための勧告が日本の主たる目的である。
- (橋本) 「5 参考事項 (1) ワイヤレス電力伝送 (WPT) システムの周波数特定に向けた検討」というタイトルについて、周波数の特定を目的として勧告を策定することはない。あくまで周波数の特定は WRC マターである。表現については見直しを求めたい。
- (主査) 「特定」という表現についてだが、WPT は radio communication service と認識されていないので ISM バンドと同様に「designation」とする方が適当ではないか。
- (事務局) 主査と相談して適切な表現に修正したい。
- (西田) 客観的な記述にとどまらず我が国の考えがわかると良い。

■資料 8-5-2 について

- (河野) 表 7-1 の決議 ITU-R 15-5 について、WP は具体的かつ専門的な議論が行われる場であり、議長は能力がある人に長期間やって頂きたい。杓子定規に任期を切ってしまうと研究を進める上でよくないだろう。そのため、評価としては「慎重な対応」よりもう少しネガティブな対応を記載頂きたい。
- (西田) その意見には賛成する面もあるが、現状では WP 議長が辞意を示すまで続けられるという実態がある。それぞれの SG によって、地域バランス等を考慮することもあるし、また、任期がないことによるメリットもあり得り、様々な観点の考慮が必要である。
- (事務局) 前回の RAG 会合では、WP の議長は専門知識を有する者が務めるので今のままで良いというのが会議場内の大多数の見解であった。決議 ITU-R 15-5 の改訂の提案国の意図として、WP5D 等、人気 WP の次の議長に食い込みたいという思いがあるかもしれない。任期を切ることで新陳代謝させるというメリットはあると思う。
- (橋本) 今までの慣例として RA では議論にならないのではないかと。RA では、SG はこうあるべきという議論はされてきたが、WP については踏み込んだ議論はなされてきていない。SG 全体で議長が適任かどうかは判断可能であるし、その時々でケースバイケースに対応するというのが基本ではないか。
- (主査) 参加メンバーがついていけるような人が議長でないといけない。最後は能力を考慮しての SG ごとの判断になるだろう。(WP 議長の任期についての議論は) そもそも RA の議論にはそぐわないと思われる。「慎重に

対応」というのは役所的には賛成しないということだと思うが、ITU 部会で議論して頂き総務省として方針を作成して対応するという事になるかと思う。

(5) その他

事務局より、今後の扱いとして、本日のコメントを受けての資料の修正については、関係者と相談しつつ事務局で行い、別途修正版について報告することとされた。また、RA-15 に向けた今後の予定として、日本寄与文書及び対処方針については、9月16日に総務省 RA 対策部会にて、また、9月28日に情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会にて審議を行うことが周知された。さらに、次回の周波数管理・作業計画委員会のスケジュールについて、来年度の RAG 会合及び SG1 ブロック会合の時期にもよるが、4月から5月を目途に開催する予定であることが周知された。

以 上